

(趣旨)

第1条 この細則は、一橋大学における公的研究費等の適正な運営・管理に関する規則（平成27年規則第132号）第11条第5項の規定に基づき、公的研究費等の不正使用に係る調査等に関し必要な事項を定める。

(予備調査)

第2条 統括管理責任者は、公的研究費等の不正使用に係る通報（以下「通報」という。）を受理した旨の報告を受けた場合は、当該通報を受理した日から30日以内に、通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断しなければならない。

2 統括管理責任者は、報道機関、会計検査院等の外部機関から通報を受理した場合においても、前項と同様に取り扱うものとする。

3 統括管理責任者は、配分機関等に、前2項に規定する調査の要否を報告しなければならない。

(調査委員会)

第3条 統括管理責任者は、前条により調査の実施を決定した場合は、公的研究費等の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、次の委員によって組織する。

一 統括管理責任者

二 最高管理責任者が指名する教員 2人

三 事務局長

四 本学に属さない弁護士、公認会計士等 若干人

五 その他最高管理責任者が必要と認める者

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 第2項の各号に掲げる委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(任務)

第4条 調査委員会は、不正の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等について調査し、認定する。

(最高管理責任者及び配分機関等への報告、協力等)

第5条 調査委員会は、研究費不正使用に係る調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について最高管理責任者及び配分機関等に報告又は協議しなければならない。

2 調査委員会は、通報を受理した日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者及び配分機関等に提出しなければならない。

3 調査委員会は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を最高管理責任者及び配分機関等に提出するものとする。

4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者及び配分機関等に報告するものとする。

5 調査委員会は、配分機関等から求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を最高管理責任者及び配分機関等に提出するものとする。

6 調査委員会は、最高管理責任者及び配分機関等から当該事案に係る資料の提出又は閲覧の求めがあった場合は、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(調査中における一時的執行停止)

第6条 最高管理責任者は、必要に応じて調査対象者に対し調査対象制度の研究費の使用停止を命じることができる。

(関係者の保護等)

第7条 最高管理責任者は、調査対象者の公的研究費等の不正使用が存在しないとの認定があった場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復の措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第8条 調査委員会の委員及び調査委員会の事務を行う職員は、本細則に基づく公的研究費等の不正使用に係る調査により知り得た情報を正当な理由なしに、他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、調査委員会の手続等及び運営に関し必要な事項は、調査委員会において別に定める。

(事務)

第10条 調査委員会に関する事務は、人事課、財務課、経理調達課及び関係部局等事務部の協力を得て研究・社会連携課が行う。

附 則

この細則は、平成27年6月11日から施行する。